

改正

平成20年6月30日条例第21号

平成25年9月27日条例第56号

平成27年3月30日条例第11号

志摩市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項の規定に基づき、志摩市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) 市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の諮問に応じ、専門的事項について審議し、意見を具申する。

3 専門部会に属する委員は、会長の指名に基づき、市長が委嘱し、又は任命する。

4 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に所属する委員の互選により定める。

5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「専門部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子

ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第21号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成20年規則第47号で平成20年9月16日から施行）

附 則（平成25年9月27日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に志摩市次世代育成支援対策地域協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の志摩市子ども・子育て会議条例（以下この項において「会議条例」という。）第3条第2項の規定により志摩市子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、会議条例第4条の規定にかかわらず、その者の志摩市次世代育成支援対策地域協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。